

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター寄附金等受入規程

13国研セ第4-88号
平成13年 4月 1日
最終改正 2国研セ第21022503号
令和3年 3月2日

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（以下「センター」という。）における寄附金等の受け入れに関する必要な事項を定め、もってセンターの寄附金等の適正な受け入れに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附者 センターに寄附をする者をいう。
- (2) 寄附金 寄附者が寄附をする現金及び有価証券をいう。
- (3) 寄附金等 寄附金及び物品、土地、建物等の資産をいう。

(受入基準)

第3条 センターは、寄附金等が次の各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、その寄附金等を受け入れることができる。

- (1) 寄附金等が国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法（平成11年法律第197号）第11条に定める業務のいずれかに資するものであること。
- (2) 寄附者が寄附金等の対価として何らかの利益又は便宜（第9条に規定するものを除く。）を求めないこと。
- (3) 寄附後に寄附者が寄附金等の全部又は一部を取り消さないこと。
- (4) 寄附者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(寄附金等の種類)

第4条 センターが受け入れる寄附金等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金等 寄附者が、用途を特定せずに寄附し、これを受けてセンターが用途を特定する寄附金等
- (2) 用途特定寄附金等 寄附者が、寄附の申込みにあたり、あらかじめ用途を特定す

る寄附金等

- (3) 募集特定寄附金 センターが、寄附の募集にあたり、募集しようとする対象事業、募集金額、募集の方法及び手続き、募集期間等の募集計画を作成し、あらかじめ使途を特定する寄附金

(寄附の申込み)

第5条 寄附をしようとする者は、寄附申込書（別紙様式1）を理事長へ提出し申込みを行わなければならない。

(寄附の承認)

第6条 理事長は、寄附の申込みが行われたときは、第3条の基準に従いその内容を審査し、寄附受け入れの可否を決定しなければならない。

2 理事長は、受け入れを決定した寄附金等が一般寄附金等であるときは、その使途を特定しなければならない。

(寄附の受入通知)

第7条 理事長は、前条第1項に基づき受け入れの可否を決定したときは、その寄附しようとする者に対し、受け入れ可否の結果により寄附金等受入通知書（別紙様式2）又は寄附金等辞退通知書（別紙様式3）を交付するものとする。

(寄附の受入)

第8条 寄附金等を受け入れした場合には、センター会計規程第7条に定める会計責任者は寄附金等受入書（別紙様式4、5、6）により理事長に報告しなければならない。

(寄附者に対する報告等)

第9条 寄附をした者は、寄附をした寄附金等の利用状況についてセンターから報告を受けることができるほか、当該寄附をした寄附金等を活用し試験研究を行った成果について記載された図書の見覧又は配付等の便宜の供与をセンターから受けることができる。

(知的財産権の帰属)

第10条 センターの職員が、受け入れた寄附金等を活用し試験研究を行った結果、知的財産権（発明に係る特許権を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権、実用新案権、商標権、意匠権、育成者権、著作権、回路配置利用権、及びこれら権利に関連

した技術情報をいう。)が生じた場合、当該権利は、センターに帰属するものとする。

(寄附受入の特例)

第11条 センターの職員が、次に掲げる外部資金の交付を受けて購入した設備、備品又は図書(以下「科研費設備等」という。)を寄附する場合は、第5条から第9条までの規定は適用しない。

(1) 文部科学省が定める科学研究費補助金取扱規程(昭和40年文部省告示第110号。以下「科研費補助金取扱規程」という。)に基づき交付された科学研究費補助金

(2) 独立行政法人日本学術振興会が定める独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業(科学研究費補助金)取扱要領(平成15年10月7日規程第17号。以下「学振補助金取扱要領」という。)に基づき交付された科学研究費助成事業(科学研究費補助金)

(3) 独立行政法人日本学術振興会が定める独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)取扱要領(平成23年4月28日規程第19号。以下「学振助成金取扱要領」という。)に基づき交付された科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)

2 科研費設備等をセンターに寄附するときは、別紙様式7により、取得後直ちに物品管理責任者に報告しなければならない。

3 センターは、前項の規定により報告を受けたときは、当該報告を受けた日(当該報告に係る科研費設備等を直ちに寄附することにより研究上の支障が生じる場合として、科研費補助金取扱規程第18条第2項、学振補助金取扱要領第21条第4項又は学振助成金取扱要領第22条第2項の規定により承認を得た場合にあつては、当該研究上の支障がなくなった日)をもって当該報告に係る科研費設備等を寄附財産等として受け入れるものとする。ただし、当該報告に係る科研費設備等についてセンターが寄附を受け入れる機関として選定されなかった場合は、この限りでない。

4 センターは、前項の規定により受け入れた寄附財産等については、寄附をした者がセンター以外の研究機関に所属することとなった場合において、その者から新たに所属する研究機関で当該寄附財産等を使用したい旨の申し出があつたときは、その求めに応じて、当該寄附財産等をその者に返還するものとする。

5 前項までの規定は、センターが受け入れる日本学術振興会特別研究員が科研費設備等を寄附する場合について準用する。この場合において、第1項中「職員」とあるのは「日本学術振興会特別研究員」と、第3項中「当該報告に係る設備等を直ちに寄附することにより研究上の支障が生じる場合として、科研費補助金取扱規程第18条第2項、学振補助金取扱要領第21条第4項又は学振助成金取扱要領第22条第2項の規定により承認を得た場合にあつては、当該研究上の支障がなくなった日」とあるのは「当該報告を行った日本学術振興会特別研究員が学振補助金取扱要領第21条第5

項の規定を適用した場合にあっては、当該特別研究員がその資格を喪失するまでの間において寄附を申し出た日又はその資格を喪失した日」と、前項中「所属する」とあるのは「受け入れられる」と読み替えるものとする。

(会計処理)

第12条 寄附が物品等の資産による場合は、独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会報告書）（以下「会計基準」という。）第26「無償取得資産の評価」等に基づき処理し、金銭又は有価証券による場合は、会計基準第84「寄付金の会計処理」等に基づき処理するものとする。

附 則（平成13年4月2日 13国研セ第4-88号）

この規程は、平成13年4月1日から実施する。

附 則（平成21年11月2日 21国研セ第10-92号）

この規程は、平成21年11月2日から施行する。

附 則（平成27年3月31日 26国研セ第15031803号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月6日 28国研セ第16120203号）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日 31国研セ第19041805号）

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和 元年 7月 9日 元国研セ第19070905号）

この規程は、令和 元年 7月11日から施行する。

附 則（令和 3年 3月 2日 2国研セ第21022503号）

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

別紙様式 1

寄 附 申 込 書

年 月 日

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
理事長 殿

住 所

氏 名

(法人にあつては、その名称、代表者の氏名)

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター寄附金等受入規程の各規定を了解し、
下記のとおり、貴センターに寄附を申し込みます。

記

1. 寄附金等の目的

2. 寄附金等の種類

※該当する□にチェックするとともに、括弧内を記載して下さい。

一般寄附金等

用途特定寄附金等 (用途:)

募集特定寄付金 (対象事業:)

3. 寄附金等の金額又は品名等

4. その他必要な事項

別紙様式2

寄 附 金 等 受 入 通 知 書

年 月 日

殿

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
理事長

貴殿から申込みのあった寄附金等については、受け入れすることとしたので通知します。

別紙様式3

寄 附 金 等 辞 退 通 知 書

年 月 日

殿

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
理事長

貴殿から申込みのあった寄附金等については、辞退することとしたので通知します。

別紙様式4

寄 附 金 等 受 入 書

年 月 日

理 事 長 殿

出納責任者
氏 名

下記寄附金を受入したので報告します。

記

1. 寄附の申出者
2. 寄附受入年月日
3. 受入寄附金
4. 寄附受入を必要とする理由

別紙様式5

寄 附 金 等 受 入 書

年 月 日

理 事 長 殿

物品管理責任者
氏 名

下記物品を受入したので報告します。

記

1. 寄附の申出者
2. 寄附受入年月日
3. 寄附受入を必要とする理由
4. 寄附物品の供用先

物品種別	種 類	分 類	品 目	規 格	数 量	評 価 額	備 考

別紙様式6

寄 附 金 等 受 入 書

年 月 日

理 事 長 殿

不動産等統括管理責任者
氏 名

下記不動産等を受入したので報告します。

記

1. 寄附の申出者
2. 寄附受入年月日
3. 寄附受入を必要とする理由
4. 寄附不動産等の受入先

分 類	種 目	数 量	評 価 額	備 考

別紙様式 7

総務部長 (物品管理責任者)	財務課長	課長補佐 (用度)	用度係

年 月 日

寄 附 報 告 書

物品管理責任者 殿

所 属
報告者氏名

科学研究費補助金等により下記物品を取得したので、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター寄附金等受入規程第 1 1 条第 2 項に基づき報告いたします。

記

名 称	規 格	数 量	価 格 (円)	備 考

【納品日： 年 月 日】

【科学研究費補助金等の課題名】

